

〔徒然草^上〕尹大納言光忠入道追讎の上卿をつとめられけるに、洞院右大臣殿實藤原に、次第を申請られければ、又五郎男を師とするより外の才覺候はじとぞの給ひける、彼又五郎は老たる衛士のよく公事に馴たる者にてぞ有ける、近衛殿著陣し給ひける時、ひざつきを忘れて、外記をめされければ、火たきて候ひけるが、先ひざつきをめさるべくや候らんと、忍びやかにつぶやきける、いとおかしかりけり、

〔西宮記臨時十〕駒牽日獻盃事

信濃大引日裝束如例但著平緒、臨其時進向上卿前膝突座在也、獻盃、

〔侍中群要^三〕出陣事

上卿於陣座召藏人之時中、至膝突居可懸膝也、不安座、

〔西宮記臨時十二〕應和三年五月廿九日、大納言源朝臣令奏山城國司申宣旨下檢非違使仰中、史

又候膝突敬屈候、上臈者坐之後許之、下臈頗居直東面、史著膝突申文云々、

〔小右記〕寛仁元年八月九日甲戌、今日皇太弟朱雀後立給日中、先召式部給下名註、敷膝突二枚官

所召著左少將誠任右少將兼房仰之、

〔天和三年立太子次第〕當日早旦、諸司奉仕南殿御裝束中、次内辨令官人數軾中、次職事來

就軾仰云、以朝仁親王山東、可爲皇太子、令作宣命中、次職事就軾召大臣中、次職事就軾仰

可差進啓陣由、次大臣令官人加敷軾、次大臣召外記、仰可召近衛由、次左右近衛次將就軾、大

臣仰可候啓陣之由、次將稱唯退出、次大臣召外記、仰可召兵衛由、次左右兵衛佐就軾、大臣

仰啓陣其詞如、近衛、左右兵衛稱唯退出、

〔長秋記〕大治四年正月廿九日戊申、兩院白河、鳥羽、御幸賀茂社也中、先立幣案、當御座正方、其南倚幣

其南置軾、其西南置上卿圓座中、陰陽師宗憲著軾、